

☆知って得する情報(第24回)

: 債務がある場合の相続税の計算はどうなるの? . . .

・ポイント

借入金、未払金、葬式費用などは、債務控除額として相続財産から控除できます。

なお、佛壇、仏具、神棚、神具、墓地、墓石などは、非課税財産とされていますので相続税は掛かりません。

: 債務になるもの

次のようなものが「債務」となります。

- ・ 金融機関などからの借入金
- ・ 病院へ支払うべき入院費・治療費
- ・ その年の固定資産税、住民税
- ・ 亡くなった年のなくなる日までの所得について確定申告（準確定申告）をしたことにより支払うべき所得税及び復興特別所得税

: 非課税財産になるもの

次のようなものが非課税財産にあたります。

- ・ 佛壇
- ・ 仏具
- ・ 神具
- ・ 墓地
- ・ 墓石
- ・ 公益事業用財産
- ・ 申告期限までに
国等に贈与した財産
- ・ 一定額の生命保険金
- ・ 一定額の死亡退職金

1. 被相続人の生存中に墓石を購入し、その代金が未払いになっていても、その未払い代金は、非課税財産を取得するための費用ですから債務になりません。
2. 被相続人が他人のために補償していた債務は、主たる債務者が弁済不能の状態になり、求償しても主たる債務者から返還を受ける見込みがなく、しかもその保証債務を履行しなければならない場合に限って債務になります。
3. 香典返しの費用や四十九日の方会に要する費用は葬式費用に含まれません。